一〇番二二　五号
六三二番　六号
六三一番　七号
一〇番三一　八号
一〇番二八　九号及び十三号
六二〇番　十号から十二号まで及び十七号
六一六番二　十四号
六一六番　十五号、十六号及び十八号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺外川支渓流
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県豊岡市但東町畑
字下谷　六番一　一号及び二号
七番　三号及び四号
一一番　五号、七号及び八号
字下ノ谷　五七〇番三　六号

○国土交通省告示第五百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宇谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
京都府舞鶴市字桑飼上
小字大呂　二二七九番　一号及び二号
一〇八二四番　三号
一〇八二三番　四号から六号まで
一〇八二二番　七号
一〇八二一番　八号
一〇八二〇番　九号及び十号
二二九一番　十一号
一〇八〇番　十七号
二二七六番　十八号
二二九〇番　十二号
二二八九番　十三号
一〇八一〇番　十四号
一〇八〇九番　十五号及び十六号
小字松尾
小字大呂本谷

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
杉谷沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
京都府舞鶴市字桑飼上
小字大呂　二二一一番　一号及び二号
一〇七八八番　三号及び四号
一〇七八七番　五号及び六号
一〇七八六番　七号から九号まで
一〇七八三番　十号
一〇七八二番　十一号
一〇七七七番　十三号から十六号まで
一〇七六六番　十九号から二十二号まで
一〇七六五番　二十三号
一〇七六四番　十二号
一〇七六八番乙　十七号及び十八号
小字大呂アンノ谷
小字大呂スケ谷

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下倉川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第八百九号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
京都府舞鶴市字久田美
小字下倉　一九〇九番　一号
一〇四九八番　二号
一〇四九五番　三号
一〇四九四番一　四号及び五号
一〇四九〇番　七号
一〇二八九番　八号
一〇二七九番　九号
一〇二七八番一　十号
一〇二七五番二　十一号
一〇二七一番　十二号
一〇二七〇番　十三号
一〇二六九番一　十四号及び十五号
一〇二六八番一　十六号
小字薄木
一九〇二番

○関東地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
上田市秋和字阿能虫四七四番一地先から同市秋和字森下二六一番一地先まで	前	一一・二六～一七・五〇メートル	一四・五二～九二・七六キロメートル
	後	一一・二六～一七・五〇メートル	一四・五二～九二・八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（七月九日）

法務省

（東京高等検察庁検事）検事　保木本正樹
最高検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　小林　隼人
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）同　南部晋太郎
東京地方検察庁検事に併任する（以上七月十日）

財務省

後藤　健二
願に依り独立行政法人造幣局理事長を免ずる
大津　俊哉
願に依り独立行政法人国立印刷局理事長を免ずる
（以上七月九日）
平井　康夫
独立行政法人造幣局理事長に任命する
河村　直樹
独立行政法人国立印刷局理事長に任命する（以上七月十日）

農林水産省

（輸出・国際局付）農林水産事務官　常葉　光郎
辞職を承認する（六月二十三日）
（農林水産政策研究所長）農林水産事務官　内田　幸雄
国家公務員法第八十一条の二第一項本文の規定により大臣官房政策課企画官に降任させる
株式会社日本政策金融公庫代表取締役専務取締役　倉重　泰彦
農林水産事務官（農林水産政策研究所長）に採用する（以上六月二十五日）
（中国四国農政局長）農林水産事務官　仙台　光仁
大臣官房付に転任させる
辞職を承認する（六月三十日）
（林野庁次長）農林水産技官　小坂善太郎
林野庁長官に昇任させる
（水産庁次長）同　藤田　仁司
水産庁長官に昇任させる
（大臣官房総括審議官）農林水産事務官　宮浦　浩司
大臣官房長に配置換する
（大臣官房審議官）同　坂　勝浩
消費・安全局長に昇任させる